

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険料で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期等が到来するものについて、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免の特例を設けることにしました。

この規則は、令和4年4月1日から適用することにしました。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和4年6月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第32号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

付則第10項各号列記以外の部分中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第10項の規定は、令和4年4月1日から適用する。